

まちかど情報マップ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、宇都宮市（以下「市」という。）が運営するまちかど情報マップへの広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 要綱第 4 条第 3 項に規定する市長の承諾又は許可を得て広告を掲載しようとする者をいう。
- (2) 広告取扱者 要綱第 4 条第 3 項に規定する広告主に代行して広告掲載に必要な手続等を行う者をいう。
- (3) 広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲載の基準)

第 3 条 まちかど情報マップに掲載する広告の内容は、宇都宮市広告事業掲載基準に定める基準に適合するものでなければならない。

2 広告掲載のデザイン等広告表現に関するガイドラインは、市長が別に定める。

(広告掲載の位置等)

第 4 条 まちかど情報マップに掲載する広告の位置、規格、表示方法、掲載条件等は、まちかど情報マップの目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(契約の方法)

第 5 条 広告掲載に係る契約は、随意契約によるものとする。

2 広告掲載に係る予定価格は、宇都宮市契約規則（平成 17 年規則第 12 号）第 26 条の規定により定めるものとする。

(広告主の募集)

第 6 条 広告主の募集は、市長がその期間及び対象、位置、枠数、掲載条件等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、個別に募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、まちかど情報マップ広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）及び広告原稿を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

3 前項の規定により市長が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合には、市長は即時却下する。

（広告の審査及び決定等）

第8条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、第3条に定める基準により、広告掲載の申込みをした者（以下「申込者」という。）の業種等及び広告内容について審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者が掲載の枠を超えるとときは、抽選により決定する。

3 市長は、広告主が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。

4 前項の通知は、決定となった申込者に対してはまちかど情報マップ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）をもって、不決定となった申込者に対してはまちかど情報マップ広告掲載不決定通知書（別記様式第3号）をもってするものとする。

（契約の締結）

第9条 前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、まちかど情報マップの広告掲載に係る契約について、市長と締結できるものとする。

2 市長は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載料）

第10条 まちかど情報マップに広告を掲載するための料金（以下「広告掲載料」という。）については、類似団体の市場価格等を勘案し、市長が決定する。

2 前条第1項の規定に基づき市と契約を締結した広告主は、市長が定める期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(広告掲載期間)

第 11 条 広告を掲載する期間は、原則として 3 か月単位とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。

2 広告掲載の開始日及び終了日は市長が別に定める。

(広告原稿の作成及び提出)

第 12 条 まちかど情報マップに掲載する広告原稿は、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱者が、市長の指定する仕様に従って作成し、市長が指定する期日までに電子データで提出する。

(広告原稿等の変更)

第 13 条 広告主は、1 か月を単位として広告原稿を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿を変更する場合は、市長が指定する期日までに、市長に、まちかど情報マップ広告変更申込書（別記様式第 4 号）を提出するものとする。ただし、広告原稿を変更する場合は、申込書の提出の際に変更後の広告原稿を添えるものとする。

(広告掲載の許可の取消し)

第 14 条 要綱第 8 条第 3 号に規定する市長が適切でないとは判断するときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告掲載料が第 10 条第 2 項による期日までに納付されないとき。

(2) 広告掲載の原稿提出が市長の指定する期日までにないとき。

(3) 広告主又は広告取扱者が、第 9 条第 2 項の規定による広告の内容等の変更に係る市長の要求に応じないとき。

(4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。

(5) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 要綱第 8 条に規定する契約の解除又は許可の取消しがあった場合、市長は、第 8 条第 2 項の資格要件を満たす申込者の中から、抽選により、契約することができる。

(広告主及び広告取扱者の責任)

第 15 条 広告主及び広告取扱者は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主又は広告取扱者は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

- 3 広告主又は広告取扱者は、第 8 条第 4 項の規定により掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(申込み停止)

第 16 条 広告主が第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき又は広告掲載決定者が決定後において広告掲載を辞退したときは、当該広告主又は広告掲載決定者が当該年度において第 7 条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載料の還付)

第 17 条 一旦納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができないときは、還付することがある。

- 2 前項ただし書の規定は、庁舎又はまちかど情報マップのメンテナンスのために必要なシステムの休止期間については、適用しない。

- 3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(補則)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

様式第 1 号

まちかど情報マップ広告掲載申込書

令和 年 月 日

宇都宮市長

申込者 住 所（法人の場合は所在地）

氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）

担当者

電 話

F A X

E-mail

まちかど情報マップ広告掲載取扱要領第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1. 広告の掲載を希望する期間（希望する期間を 3 か月単位で全て記入してください）

令和 年 月から 令和 年 月まで（ か月）

2. 広告内容

（広告に掲載する営業品目や催事・施設の案内などを簡潔に記入してください）

3. 添付資料

会社（組織）概要

様式第2号

まちかど情報マップ広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

宇都宮市長 佐藤 栄一

(総合政策部デジタル政策課扱)

令和 年 月 日付で申込みのありました、まちかど情報マップ広告掲載について、次のとおり決定したので通知いたします。

1. 広告掲載する月

令和 年 月から 令和 年 月まで (か月)

2. 広告掲載料

円

様式第 3 号

まちかど情報マップ広告掲載不決定通知書

令和 年 月 日

様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

(総合政策部デジタル政策課扱)

令和 年 月 日付で申込みのありました，まちかど情報マップ広告掲載について，次のとおり不決定したので通知いたします。

○ 不決定の理由

様式第 4 号

まちかど情報マップ広告掲載変更申込書

令和 年 月 日

宇都宮市長

申込者 住 所（法人の場合は所在地）

氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）

担当者

電 話

F A X

E-mail

まちかど情報マップ広告掲載取扱要領第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1. 広告の変更を希望する月

令和 年 月から 令和 年 月まで

2. 広告する業種・内容

3. 添付資料

広告の原稿（デザイン画・電子データ）